

応急救護処置講習等指導員の認定に関する規則の制定について

平成17年2月17日徳免甲第63号

最終改正 令和2年3月25日徳免第160号

各部課長

各警察署長

運転免許を取得しようとする者に対して行う応急救護処置講習及び応急救護処置教習に係る指導員(以下「応急救護処置講習等指導員」という。)の養成及び認定については、応急救護処置指導者に関する規程(平成6年徳島県公安委員会規程第3号)により運用してきたところである。しかし、道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部が改正され大型第二種免許又は普通第二種免許(以下「第二種免許」という。)を受けようとする者に対し、応急救護処置講習の受講が義務付けられるとともに、届出自動車教習所が行う第二種免許に係る教習においても応急救護処置教習が導入されたことから、その運用が見直され、別添1のとおり当該規程が廃止されるとともに、別添2のとおり新たに応急救護処置講習等指導員の認定に関する規則(平成17年徳島県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)が制定され、平成17年3月1日から施行されることとなった。

規則の運用上の留意事項は次のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

1 認定基準(第3条関係)

- (1) 第1号の社団法人徳島県指定自動車教習所協会とは公安委員会との間で、別添3のとおり、応急救護処置講習等指導員養成講習に関する協定が締結されているので留意すること。
- (2) 第1号の「公安委員会が応急救護処置講習等指導員の養成を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める機関」とは、他の都道府県公安委員会が応急救護処置講習等指導員の養成を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めている機関及びこれに準ずる機関をいう。

2 申請(第4条関係)

- (1) 「証明する書類」とは、次のとおりとする。
 - ア 第1項第1号に該当する者
応急救護処置講習等指導員を養成するための講習を修了したことを証明する書類
 - イ 第1項第2号から第4号までに該当する者
該当する資格に応じた免許証又は認定書の写し
- (2) 申請に係る事務は、運転免許課(阿南分室及び阿波分室を除く。)において行うものとする。

3 認定(第5条関係)

運転免許課長は、応急救護処置講習等指導員台帳(別記様式)を作成し、応急救護処置講習等指導員の認定状況等を管理するものとする。

附 則(平成31年4月10日徳免第211号)

附 則(令和2年3月25日徳免第160号)

※別記様式省略